

今月のお知らせ（第 321 号）

（年末年始休暇のお知らせ）

年内は 12 月 28 日までの営業

年始は 1 月 5 日からの営業

になります。

第 3 2 1 号
令和 2 年 1 2 月 1 日
税理士法人 大嶋会計士
社員 税理士
石田 洋 祐
T E L 0 4 3 - 2 4 1 - 6 1 2 1
F A X 0 4 3 - 2 4 3 - 3 4 3 0
U R L <http://www.osmk-ohb.co.jp>
E - M a i l yishida@osmk-ohb.co.jp

寒さが日増しに厳しくなってきました。時が流れるのは早いもので、5月16日に前所長

大嶋良弘が亡くなってから半年が経ち、今年もあとひと月で終わりです。

今年一年を振り返ると、カルロス・ゴーン被告の逃亡劇が世間を賑わせたのは1月でした。3月にはコロナウィルスの感染拡大防止のため、小学校・中学校が一斉休校となり、志村けんさんがコロナウィルス感染により死去したのも3月でした。志村さんの死によって、コロナウィルスが他人事ではなく、私たちも危険と隣り合わせなのだ実感したのは私だけではなかったことでしょう。その後4月に緊急事態宣言。夏には九州豪雨。秋、安倍首相退任と菅内閣発足。10月はアニメ映画「鬼滅の刃」が大ヒット、久し振りの明るい話題でした。海外に目をやると11月は民主党のジョー・バイデン元副大統領が大統領選に勝利し、ニューヨーク株式市場ではコロナウィルスのワクチン開発期待や大統領選の決着がついたことがで、史上初の3万ドル代まで株価が上昇しました。

○コロナ融資の使い方

新型コロナウイルスの影響で経営に打撃を受け、未だ終息の兆しが見えない状況で政府系金融機関やメインバンクからコロナ融資を受けた顧問先も多いと思いますが、今後コロナ融資を受ける際に押さえておきたいポイントを紹介します。（納税通信 3637号抜粋）

① 融資を申し込む順番は民間金融機関を先に

新たに融資を打診する際には借りやすい政府系金融機関は切り札としてとっておく。

② 借換えのチャンスだがメインバンクに配慮を

コロナ融資は低金利のため、借換えによりトータルの返済額を減らすチャンスだが、メインの融資をサブのコロナ融資に借り換えるような場合はその旨メインバンクに伝え関係を悪くさせない配慮が必要。

③ 据置期間の長期化でも返済負担は重くない

コロナ融資は元本返済の据置期間が国の方針により最長 5 年となっている。据え置きが長いと一般的にその後の元本返済負担が重いですが、今回のコロナ融資では返済期間そのものが長期化している傾向にあるため、返済負担はそれほど大きくならない状況。

④ 融資額の拡充を受けて自社の調達額の再検討を

コロナ禍により融資判断が甘くなっているとはいえ、自社が調達できる金額が自動的に増えるわけではなく、審査は原則必要な運転資金や固定費の支払額を参考にして決めるものである。もともと上限で借りていた事業者は運転資金に不安があれば融資申し込みをする意義はある。

○新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援のご紹介

中小企業庁では、新たに新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者に対して、元金返済猶予や新規借入を含めた金融機関調整を行うなどの支援を実施しております。(詳細は下記 URL)

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2020/200406saisei.html>)

激動の一年でしたが、本年も弊社とお付き合い下さり誠にありがとうございました。

新年はこれより悪くなることはないと信じています。皆様良いお年をお迎えください。